

事 務 連 絡
令和6年（2024年）8月13日

介護保険指定事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部長

令和6年度介護保険指定事業者等集団指導講習会について（福祉用具貸与・特定福祉用具販売編）

日頃から、本市介護保険行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護保険指定事業者を対象とした集団指導講習会を実施いたします。
今年度は、対面での講習会形式ではなく、動画配信にて実施いたします。
つきましては、共通事項編、該当サービス編及び介護報酬Q&A編の動画を必ずご視聴いただきますようお願いします。また、全ての動画の視聴後は、e-kanagawa（電子申請）により視聴の報告をお願いします。

記

1 資料掲載場所

共通事項編：

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/r6shuudanshidoukoushuukai.html>

サービス編：

各サービスについては、運営の手引きを資料として使用します。

運営の手引きは、本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoshiki/uneitebiki.html>

2 動画掲載場所

横須賀市公式YouTubeチャンネルにて公開します。

下記URLより視聴してください。

共通事項編：https://www.youtube.com/watch?v=4_9kA51qsn0

サービス編：<https://www.youtube.com/watch?v=QdVGu5wLGdk>

介護報酬Q&A編：https://www.youtube.com/watch?v=aN_-eZ3Dp1Y

各事業所においては、共通事項編、サービス編及び介護報酬Q&A編の動画を視聴してください。

3 視聴の報告方法

e-kanagawa（電子申請）を用いて行います。

動画視聴後、下記URLよりe-kanagawa（電子申請）サイトにアクセスして、令和6年10月31日までに視聴の報告をしてください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=78032

4 留意事項

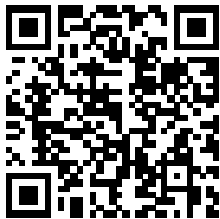
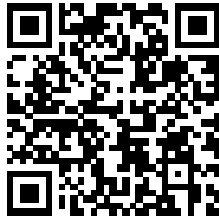
- ・管理者は、必ず視聴してください。
- ・管理者以外の従業者については、必ずしも視聴の必要はありませんが、管理者は事業所内において情報共有を行うなど、すべての従業者が内容の把握ができるように努めてください。
- ・動画は、限定公開となりますので、タイトルで検索はできません。必ずホームページに記載のURLからアクセスしてください。
- ・内容に関する質問は、横須賀市ホームページに掲載している質問票をご活用ください。

5 参考（QRコード）

【資料】

共通事項編	福祉用具貸与・特定福祉用具販売編
	

【YouTube】

共通事項編	福祉用具貸与・特定福祉用具販売編	介護報酬Q & A編
		

【e-kanagawa】



問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 TEL 046 (822) 8162

居宅介護サービス担当 TEL 046 (822) 8393